

証明書の交付について

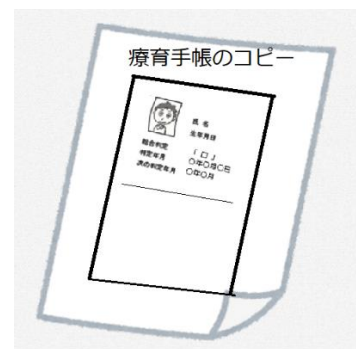
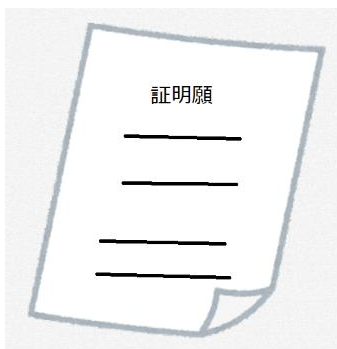
障がい基礎年金の申請などのために、当センターで受けた心理検査の結果が
必要な方には「証明書」をおわたしします。

《証明書交付の流れ》

- ① 「証明願」を含む必要なもの（下に書いてあります）を準備してください。
- ② 「証明願」を出す前には、必ず、当センターに連絡をしてください。
連絡先：大阪府障がい者自立相談支援センター TEL 06-6692-5263（平日午前9時～午後5時45分）
- ③ 「証明願」を含む必要なものを当センターへ提出してください。
- ④ 約一か月後に当センターから証明書を、簡易書留で送付いたします。

《必要なもの》

- 「証明願」※必要なことを書いてください
- 送り先を書いて460円分の切手を貼った返信用封筒 ※郵送での返送を希望する場合
- 申請者確認書類 ※申請者が下記①～④のいずれか
 - ① 本人の場合：療育手帳の写し
 - ② 家族の場合：本人の療育手帳の写し、委任状、家族の本人確認書類
 - ③ 成年後見人の場合：本人の療育手帳の写し、登記事項証明書の写し（有効期限は6ヶ月とする）
 - ④ 支援事業者の場合：本人の療育手帳の写し、委任状、支援者の本人確認書類、名刺や職員証など本人を支援していることがわかるもの



《証明願について》

- 大阪府障がい者自立相談支援センターや、市町村の障がい福祉担当窓口にあります。
- 大阪府障がい者自立相談支援センターのホームページ

(<https://www.pref.osaka.lg.jp/jiritsusodan/shomeisho/index.html>) からダウンロードできます。

《問い合わせ先》 大阪府障がい者自立相談支援センター 知的障がい者支援課
住所：〒558-0001 大阪市住吉区大領3丁目2番36号
TEL：06-6692-5263 【平日午前9時～午後5時45分】